

# 宮城県高等学校総合文化祭開催基準要項

## 1. 趣旨

宮城県高等学校文化連盟の各加盟校、各専門部及び定通部の交流を通して、県下高校生の連帯感を育み、自らの文化活動の意欲を高めるとともに、県下高校全体の芸術文化活動の振興を図り、併せて宮城県の芸術・文化の振興に寄与する。

## 2. 主催・後援

宮城県高等学校総合文化祭（以下「県高総文祭」という）の主催は、宮城県高等学校文化連盟（以下「本連盟」という）若しくは本連盟各専門部及び宮城県教育委員会とする。

後援は、開催地教育委員会及び報道関係等（県高総文祭の趣旨に賛同し開催を援助できる団体）とする。

## 3. 参加校・参加部門 <別表1>

参加校：本連盟加盟校

参加部門：本連盟専門部、定通部及び協賛部門

## 4. 構成・主管

県高総文祭の構成は、各支部輪番による総合開会式及び部門別開催とする。

総合開会式の主管は、開催支部とし、構成は、式典、ステージ発表及び展示発表とする。総合開会式の詳細は、実行委員会（開催支部に組織）で決定する。

部門別開催の主管は、本連盟各専門部とする。

## 5. 開催地<別表2>

総合開会式は、各支部輪番で開催する。

ただし、栗原・登米支部及び本吉支部は合同で開催する。

## 6. 開催日

開催時期は、10月第3金・土・日の2日間を原則とする。ただし、会場その他の事情により、この時期に開催することができない場合は、別に会期を定めることができる。

## 7. 総合開会式（組織）<別表3>

(1) 大会役員は次のとおりとする。

- ・会長……本連盟会長
- ・副会長……本連盟副会長
- ・顧問……県教育長
- ・参与……本連盟各部長
- ・実行委員長……開催支部支部長
- ・実行副委員長……開催支部副支部長、本連盟理事長
- ・委員……実行委員会委員

(2) 大会を円滑に運営するため、開催支部に実行委員会を設置する。また、実行委員、監事及び補助員は次のとおりとする。

- ・実行委員長……支部長
- ・実行副委員長……副支部長、本連盟理事長
- ・委員（職員）……支部長校教頭、支部理事、同選出委

員（加盟校、専門部及び定通部）、本連盟事務局長、同事務局員、実行委員長指名委員

- ・生徒実行委員長、同副委員長、同委員（各校、各専門部及び定通部）……支部加盟校生徒、実行委員長指名委員
- ・補助員……支部加盟校生徒

(3) 実行委員会の事務を処理するため、支部長校に事務局を置く。事務局に事務局長、会計及び庶務を置く。事務局長は、支部理事又は支部長校担当職員をもってあてる。

## 8. 大会実施要項等（総合開会式）

実行委員会は、実施要項、ポスター及びパンフレットを作成・編集する。また、パンフレットの記載内容は次のとおりとする。

- ・シンボルマーク及び由来（全国高文連及び本連盟）
- ・全国高文連の歌
- ・挨拶（本連盟会長、県教育長、開催支部支部長及び生徒実行委員長）
- ・プログラム及び紹介（ステージ部門及び展示部門）
- ・部門別開催及び定通部活動紹介（本連盟事務局で集約）
- ・名簿（大会役員及び実行委員）
- ・加盟校一覧（校名及び校章）
- ・事業計画（本連盟事務局で集約）
- ・各支部紹介（本連盟事務局で集約）
- ・その他

## 9. 費用負担

総合開会式運営のための経費は、支部総文祭事業費（開催支部）及び県総文祭事業費（本連盟）で賄う。ただし、次に掲げる経費については、予算の範囲内で県総文祭事業費（本連盟）で賄うものとする。

- ・ポスター、パンフレットにかかる費用（印刷代及び郵送料）
- ・総合開会式の式典、ステージ部門、展示部門にかかる費用（旅費及び輸送費）
- ・その他（新たに費用負担の必要な事項については、実行委員長と本連盟事務局が協議して決定する）

## 10. その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員長と本連盟事務局が協議して決定する。

**附則** この要項は、第25回宮城県高等学校総合文化祭(平成30年度開催)から適用する。